

令和4年10月1日から初診及び再診にかかる「選定療養費」が変更になります。

令和4年4月の診療報酬の改定の伴い、令和4年10月1日から紹介状をお持ちいただいていない方の初診時および再診時選定療養費が変更となります。

■選定療養の対象となる方

- ①初診 他の保険医療機関から紹介状なしで受診した方
※当院通院中の方でも初めて受診する診療科の場合対象となります。
- ②再診 医師より他の保険医療機関に対して、文書による紹介を行う旨の申し出があったにもかかわらず当院受診を希望される方(受診1回ごとに負担となります。)
※当院通院中の診療がある方でも対象となります。

令和4年10月1日からの改定内容

初診	医科	変更前 5,500 円(税込)
		改定後 7,700 円(税込)
	歯科	変更前 3,300 円(税込)
		改定後 5,500 円(税込)
再診	医科	変更前 2,750 円(税込)
		改定後 3,300 円(税込)
	歯科	変更前 1,650 円(税込)
		改定後 2,090 円(税込)

■選定療養費を徴収しない方

- 救急医療、周産期医療において、休日・夜間診療した方
- 外来受診から継続して入院した方
- 災害により被害を受けた方
- 労働災害、公務災害、交通事故。自費診療の方
- 公費負担医療制度の受給者(但し、こども医療、ひとり親医療の受給者は除く)

■選定療養費って？

「初期の治療は地域の医院・診療所(「かかりつけ医」といいます。)で、高度・専門医療は特定機能病院及び一般病床200床以上の地域医療支援病院で行う」という医療機関相互の機能分担と連携の推進を目的として厚生労働省により制定された定額負担制度です。

一般病棟で200床以上の地域医療支援病院(当院は平成30年4月指定)を、紹介状なしで受診する場合に、診療費とは別に初診・再診時の選定療養費の徴収が義務付けされています。

■改定される理由は？

健康保険法施行規則等の省令改正に伴う診療報酬の改定(令和4年4月1日改定)により、徴収する額を改定するものです。

新型コロナウイルス感染防止のため、当面は緊急の場合を除き、紹介状等を持参された方のみの診察といたします。詳しくは窓口にお問い合わせください。

ご理解とご協力よろしく申し上げます。